

議案第3号

守口市水道条例に基づく水道料金等に係る債権の放棄について

守口市水道条例に基づく水道料金等に係る債権を、次のとおり放棄する。

令和4年2月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

年 度	債 権 の 種 類	放 棄 する 債 権 の 額	件 数	理 由 等
平成22年度	水道料金 (給水料金及び メーター料)	8,775 円	6 件	民法の一部を改正する法律（平成 29年法律第44号）による改正前の 民法（明治29年法律第89号）第 173条第1号に規定する消滅時効 期間を経過したことによるもの
平成24年度		16,005 円	10 件	
平成25年度		76,120 円	24 件	
平成26年度		188,447 円	44 件	
平成27年度		1,080,784 円	326 件	
平成28年度	水道料金 (給水料金及び メーター料)	1,176,643 円	404 件	民法の一部を改正する法律（平成 29年法律第44号）による改正前の 民法（明治29年法律第89号）第 173条第1号に規定する消滅時効 期間を経過したことによるもの
	給水装置工事費	31,566 円	2 件	民法の一部を改正する法律（平成 29年法律第44号）による改正前の 民法（明治29年法律第89号）第 170条第2号に規定する消滅時効 期間を経過したことによるもの
平成29年度	給水装置工事費	11,711 円	1 件	民法の一部を改正する法律（平成 29年法律第44号）による改正前の 民法（明治29年法律第89号）第 170条第2号に規定する消滅時効 期間を経過したことによるもの
合 計		2,590,051 円	817 件	